

2025年12月25日  
日本共産党鹿児島市議団  
団長 園山えり  
副団長 大園たつや  
幹事長 たてやま清隆  
(公印省略)

## 2026年度鹿児島市予算編成にむけた要望書

貴職に於かれましては、市民福祉の向上のために、日夜奮闘されていることに、敬意を表します。

2025年度は、市長就任2期目の初年度でしたが、2025年度当初予算では、長年に亘り、我が会派が求めてきた「こども医療費の中学校卒業までの窓口無料化」や「国保の子どもの均等割の減額」など評価すべき事業が実施されました。

しかし一方、「96公共施設の使用料の10月からの一斉値上げ」「16年ぶりの国保税率改定による負担増」「17年間、無料を継続してきた放課後等ディサービス事業の10月からの一部有料化の実施」「敬老祝金の削減」「重度心身障害者等医療費助成事業への所得制限の導入」など、合わせて14億4千万円の負担増となる事業が、物価高で厳しい市民生活を直撃しました。その一方、特別職報酬等審議会の答申結果を受けて、19年ぶりに「市長、議員の特別職の3%増の報酬引上げ」が実施され、市民への大幅な負担増と福祉削減が実施される中、市長や議員が自らの報酬を引上げることに對して、市民から批判の声が寄せられました。

このような中、7月に参議院選が行われ、昨年の総選挙につづいて、再び、政権与党の自民・公明が少数与党に転落しました。その結果を受けて、石破内閣が退陣、代わりに、自民と維新の連立政権合意による高市早苗内閣が発足しました。

我が国の憲政史上初の女性首相である高市早苗首相への「高い支持率」を背景に、12月16日、コロナ禍の時期を除き過去最大規模の18兆3034億円の補正予算が成立し、その6割は国債発行で賄われますが、物価高対策は、子育て手当など一時しのぎの対策に過ぎず、緊要性のない軍事費を、過去最大8472億円も盛り込み、巨額の大企業支援予算が計上されています。

国の補正予算成立を受けて、今後、本市においても補正予算が提出される予定ですが、「物価高から市民の暮らしを守り、福祉の充実を図る」施策の具体化と早期実施が求められています。

つきましては、本市の「第六次鹿児島市総合計画」の「6つの柱」に即して、下記の通り、**122項目**の要望を要請致します。これらの要望項目を、当面する補正予算並びに「2026年度予算」に反映して下さいますようお願い申し上げます。

尚、後日、文書での回答をお願い致します。

# 記

## I,信頼とやさしさのある 共創のまち【信頼・共創政策】

### 【地域社会を支える協働・連携の推進】

1. NPO 法人等の市民活動団体や芸術・文化団体の社会的役割を評価し、育成や支援の強化を図ること。

### 【自主的・自立的な行財政運営の推進】

2. マイナンバー制度について以下、要請します。
  - ①マイナンバーカードの普及と利用の拡大は、個人情報漏洩の危険性を一層高めることにつながるため、取得促進を図る誘導施策を中止すること。
  - ②マイナンバーカードの有無によって、行政サービスに格差（デジタルディバイド）が生じないようにすること
  - ③マイナ保険証の強制をやめて、現行の健康保険証との併用を国に求めること。
3. 本市の個人情報保護制度について以下、要請します。
  - ①個人情報の保護を強化する立場から「個人情報を、本人以外から収集した場合、目的の範囲を超えて利用される場合、本人への通知義務を求める」規定を、本市の個人情報保護条例に定めること。
  - ②情報連携（オンライン結合）を通じて、市民の個人情報を、匿名加工情報として、民間等のビジネスのために提供しないこと。
4. 本人の同意もなく若者の個人情報を自衛隊に提供することを直ちに止めること。
5. 現在、推進されている「公共施設等総合管理計画」の下で、市営住宅や学校、公共施設の統廃合が進められているが、公共施設は住民が生活し、地域社会が存続していくうえで、重要な役割を果たしているとともに、地方再生の重要な社会基盤であることから、はじめから「廃止・縮小」ありきの計画ではなく、住民参加・住民合意による施設の維持・更新の計画への転換を図ること。
6. 県施行事業負担金については、県が繰越明許を設定した場合、本市は現年度で支払うこととなっているが、県は事業の実績や余った事業費を何に活用しているのか開示せず、不透明な支出となっていることから、他都市でも事例があるように県が繰越をしたら、本市も繰越し、実績に応じて支払うようにすること。
7. 市長の政治倫理について以下、要請します。
  - ①市長におかれては「鹿児島市長の政治倫理に関する条例」に則り、「政治活動に関し、政治的又は道義的に批判を受ける恐れのある寄附は受けない（同条例第3条3項）」ことを遵守されること。

- ②市長の政治倫理条例をふまえて、政治資金パーティーは開催しないこと。また「市議会決議」を踏まえて市長としても、企業・団体からの政治献金は受け取らないこと。
  - ③政治資金パーティー等の政治活動のために、公用車を使用しないこと。
8. 本市の会計年度任用職員について以下、要請します。
- ①市職員は正規職員の採用を基本とし、会計年度任用職員の正規職員への登用拡大を図ること。
  - ②2025年度、引き続き任用を希望した同職員の中で72名が再任用されていません。公正な人事評価にもとづき、再任用を希望する同職員の雇用継続を図ること。
  - ③フルタイム型の会計年度任用職員の職の拡充を図ること。
  - ④「同一労働同一賃金」の原則のもとに、正規職員との給与・休暇面での格差是正を図ること。
  - ⑤総務省の同職員の「事務処理マニュアル（第2版）」の趣旨をふまえて、昇給の実施と正規職員への登用拡大を図ること。
9. 特別職の期末手当の改定に際しては、国の指定職職員に準じて執行するのではなく、本市の特別職報酬等審議会の諮問事項とし、市民への説明責任を果たすこと。
10. 「お悔みコーナー」のさらなる周知を図るとともに、本庁への来所が困難な市民のために、各支所においても、同コーナーの設置ができるように、検討を進めること。

### 【シティプロモーションの推進】

11. 県外からの移住支援関連予算の拡充を図ると共に、若い世代の転出の増加が続いていることから、とりわけ担い手不足に直面する農漁業、介護、福祉、運転士等の事業に従事する若い世代の定着を図るための支援策等の方策を講じること。

### 【誰もが個性と能力を発揮できる地域社会の形成】

12. パートナーシップ宣誓制度について以下、要請します。
- ①他自治体との連携など、さらなる充実を図るとともに、さらに市民への理解促進・周知広報に努めること。
  - ②市職員が宣誓した場合、他都市でも事例が見られる結婚祝い金や休暇制度など福利厚生等の取組みの促進を図ること。
  - ③宣誓を返還したカップルの公表の在り方については、公表していない自治体もあることから、公表の在り方について見直すこと。
13. ジェンダー平等の推進を図るために、本市の行政機関、管理職、審議会等へ男女の平等な参加を推進し、女性の管理職比率30%を早期に達成すること。
14. 国連は「性別賃金格差を縮小するための取組の強化」を求めている。本市においても、会計年度任用職員も含めて、職員の性別賃金格差の実態を明らかにすると共に、今も尚、平均給与が全産業平均よりも低く、女性が多く働く介護・福祉・保育など

のケア労働者の賃金を引き上げる方策を講じること。

15. セクハラ、マタハラ、パワハラ等、あらゆるハラスメントを生まない職場と地域社会をつくるために相談・支援体制の強化を図ること。
16. DVを許さず、被害者救済と市独自のシェルター設置による一時保護、自立支援などDV防止策の充実を図ること。また、そのための市営住宅の利用促進を図ること。
17. 平和都市宣言の都市として、国連で発効された「核兵器禁止条約」の意義とその内容を、各学校を通じて青少年層への啓発や「市民のひろば」・市ホームページ等で広く市民に周知を図ると共に、日本政府に対しては、引き続き、同条約の批准を要請し、少なくともオブザーバー参加を求めること。
18. 憲法9条改憲の動きが強まる中で、憲法9条の「平和主義」を、次世代に伝えるための取組みとして、小中学校等における戦災復興及び原爆写真展等の巡回企画を具体化し、市民の平和意識の醸成を図ること。

## Ⅱ,自然と都市が調和した うるおいのあるまち 【自然・環境政策】

### 【ゼロカーボンシティかごしまの推進】

19. 政府のCO2削減目標は「2013年度比で46%削減」ですが、これは2010年比にすると42%削減であり、国連が示した「2030年までに2010年比45%削減」の目標を下回ることから、本市のCO2削減目標は、国連が示す削減目標と一致させること。
20. 原発から30kmのUPZ圏内の市長として、川内原発20年延長運転に反対するとともに、川内原発の廃炉、3号機増設反対、乾式貯蔵の中止を知事に要請すること。
21. 蓄電池産業を支援し、防災産業を興し、太陽光発電を蓄電池の普及で安定電源化し、原発に頼らないまちづくりを進めること。
22. 住民合意のない（仮称）かごしま郡山発電事業について以下、要請します。
  - ①事業者が国に提出した評価書の内容について、事業者に住民への説明を求めること。
  - ②風力発電施設から1キロ圏内で生活する住民の方々の健康被害が懸念されることから、風力発電施設の位置について、再度の見直しを行うように事業者を求めること。
  - ③県の景観形成ガイドラインの基準に不適合の風力発電施設の位置については、再度の見直しを行うように、事業者を求めること。
  - ④八重山自然遊歩道を利用する市民や児童生徒の安全を確保する対策を講じるとともに風力発電施設の位置について、再度の見直しを行うように事業者を求めること。
  - ⑤絶滅危惧種に指定された保護が求められているクマタカの生息環境を脅かす工事の影響や、稼働後のバードストライクを防止する対策を、事業者を求めること。
  - ⑤今後、保安林や土砂災害警戒区域への影響が懸念される。土砂災害等が発生させないための対策を、事業者を求めること。

23. 再生可能エネルギーの普及促進と事業化にあたっては、地域住民との合意形成を重視し、環境破壊を起こさないために、本市独自の再生可能エネルギー条例を制定すること。
24. 森林整備等によるCO2吸収源対策を推進するために、予算を増額して、森林環境を保全するための林道や作業道の整備・補修に取り組むこと。
25. 分収造林契約の国有林皆伐問題について以下、要請します。
  - ①2025年8月21日の台風第12号によって、前之浜国有林の皆伐が要因となって、国有林の下流にある小田代集落の水田等が被害を受けた。被害復旧のための対策を講じて頂くと共に、残された喜入地域の分収造林の国有林の皆伐に際しては、事前に地元住民等への説明を行うよう国に要請すること。
  - ②喜入地域以外にも、谷山、郡山等において、分収造林の国有林が見られる。今後、国有林の皆伐に際しては、事前に、地元住民等への説明を行うよう国に要請すること。

### 【循環型社会の構築】

26. 家庭ごみの分別収集を徹底することによって、ごみの減量の推進を図ること。
27. 家庭ごみの「まごころ収集（高齢者等戸別収集サービス）」は、要件を緩和し、対象者の拡充を図ると共に、現在、要件を満たす対象者が、利用につながるよう周知徹底と利用促進を図ること。また市内全世帯の「戸別収集」の実施を検討すること。
28. 本市事業の発注・受注の際、ワンウェイプラスチック製品の不使用を要件とするなどの取組みを推進すること。
29. DBO方式（公設民営）によるバイオガス施設の新南部清掃工場の事業効果を検証するために、モニタリングの結果を市民に公表し、DBO方式の透明性を図ること。

### 【人と自然が共生する都市環境の構築】

30. 公園内の遊具等の故障、テニスコートやグラウンドの整地不良について、市民の安全確保を最優先にして、予算の拡充を図り、迅速な整備・補修に取り組むこと。

### 【生活環境の向上】

31. 動物愛護行政について以下、要請します。
  - ①「人と動物の共生社会」実現のために、動物愛護団体への支援の強化、「犬猫殺処分ゼロ」の継続・維持を図ると共に、動物愛護管理センター及び隣地の新たな活用策の検討を進めること。
  - ②市民から10年以上にわたり要望が出されている「公共のドッグラン施設」について検討を行うこと。
  - ③犬猫の自然死を減らすために、ボランティアまかせにしないで、動物愛護基金等を活用して、本市が管理している犬猫の治療体制を確立すること。

32. 建物解体時の「レベル3」を含むアスベストの届け出や飛散防止の作業基準の遵守を徹底させ、パトロール体制の強化や、違反業者に対する罰則や指導の強化に取り組むこと。
33. 不快害虫であるヤンバルトサカヤスデが生息しにくい環境にするために、県有施設も含めて、本市の各局が所管する公共施設周辺及び道路沿いの草木の伐開や側溝、法面の苔落としなどの作業を、地元町内会とも連携しながら、推進を図ること。

### Ⅲ,魅力にあふれ人が集う 活力あるまち 【産業・交流政策】

#### 【地域特性を生かした観光・交流の推進】

34. これまでインバウンド市場一辺倒の観光戦略を抜本的に見直し、観光立国基本法の理念である「住んでよし、訪れてよし」の安全安心の地域住民目線での観光政策への転換を図ること。
35. 宿泊税は、拙速に進めるのではなく、宿泊者、宿泊事業者、市民を対象にした調査を行い、意見や要望等を十分にくみ上げ、議論を継続すること。
36. この間の世界的なパンデミックや国際情勢によって、インバウンド頼みの観光戦略の脆弱性が明らかになっていることから、国際観光戦略の上にあるマリンポートかごしま（人工島）へのこれ以上の整備は止めること。

#### 【スポーツ交流・振興の推進】

37. 多機能複合型スタジアムは、鹿児島サンロイヤルホテル跡地と県鴨池庭球場を候補地としての検討・調査が始まったが、調査の結果、市民の理解を得られないと判断した時には白紙に戻すことを検討すること。
38. 鹿児島サンロイヤルホテルは、住吉町15番街区への移転・新築を決定し、県と協定を結んだが、そもそも与次郎ヶ浜の振興を目的とした位置づけを失うこと、全国でも第3セクターのホテルは稀であることを踏まえ、本市との関係を見直すこと。

#### 【地域産業の活性化】

39. 物価高騰から市民生活と地域産業を守るため消費税の緊急減税を国に求めること。
40. 令和5年10月1日からスタートしている小規模事業者・中小業者に消費税増税をもたらすインボイス制度（適格請求書等保存方式）の中止を国に求めると共に、インボイス制度によって廃業や売り上げ減少の危機に直面する事業者に対して、市としての相談窓口の設定や支援体制の強化を図ること。また本市の公共事業等を発注する上で、インボイス未登録者に不利益を発生させないこと。
41. 自治体が発注する公共事業等に従事する労働者に公正な賃金、労働条件を保障するために「公契約条例」を制定すること。

- 4 2. 「住宅リフォーム助成制度」を、経済対策の一環として再開し、地域経済活性化の推進を図ること。
- 4 3. 急激な物価高騰によって深刻な影響を受けている中小企業や個人事業主等の事業継承をするための対策を講じること。

#### 【中心市街地の活性化】

- 4 4. 商店街・小売店を「地域の共有財産」と位置づけ、「空き店舗の借り上げ」、改装費などへの補助及び商店リフォーム助成を行い、引き続き商店街・小売店の振興に取り組むこと。

#### 【農林水産業の振興】

- 4 5. 鹿児島市の食料自給率を少なくとも10%以上にするために、都市型農業を守り、充実させるとともに、後継者育成のための支援策を強化すること。
- 4 6. みどりの食料システム戦略については、耕地面積における有機農業の面積の25%を目標にしているが、目標達成のための具体的な取組みを急ぎ、本市でも安心安全な有機農業の普及を図ること。農家の安定した収入の確保のためにも、学校給食に有機米や有機野菜を積極的に取り入れること。

### IV,自分らしく健やかに暮らせる 安心安全なまち 【健康・安心政策】

#### 【高齢化対策の推進】

- 4 7. 第10期高齢者保健福祉・介護保険事業計画（令和9年度～10年度）の策定に向けて以下、要請します。
- ①敬老パスを無料に戻し、高齢者の公共交通の利用促進を図ること。また、運転免許自主返納者の優遇制度については、全ての民間交通会社が利用できるようにすること。また「敬老パスの事業主負担分の廃止」の動きに対して、敬老パス存続のための対策を講じること。
  - ②入浴料を有料化してから利用者の大幅な減少が続いている高齢者福祉センターの入浴料を無料に戻して利用者を増やすこと。また無料で浴室を利用できる対象者の要件には65歳以上の要支援・要介護認定者も加えるなど、拡充を図ること。
  - ③認知症予防につながる加齢性難聴者への補聴器購入助成制度について、全国市長会を通じて、引き続き国に要望すると共に、市独自に創設すること。
  - ④養護老人ホームの閉鎖と民営化によって、養護老人ホームの定数が激減しています。養護老人ホームの定数増を図り、軽費老人ホームなど、低所得者が入所できる介護施設の増設をすすめること。

- ⑤特別養護老人ホームの「待機者ゼロ」を実現するための施策を講じると共に、同施設に生活保護受給者が入所できる多床室を確保すること。
  - ⑥2024年度末で、約64億円が積立てられている介護給付費準備基金を活用して、介護保険料の引下げと減免制度及び利用料の減免制度の拡充を図ること。
  - ⑦対象者の内、わずか3%程度の高齢者にしか交付されていない「障害者控除対象者認定書」を対象者全員に交付できるよう、「介護認定申請書」に、同認定書の申請の意思確認ができる署名欄を設けるなど、対象者全員に周知を図り、税と介護保険料の負担軽減を図ること。
  - ⑧介護現場の担い手不足は深刻です。介護職員不足に直面している介護事業所を支援するための本市独自の施策を講じること。
  - ⑨ケアプランの有料化や利用料2割負担の対象者拡大をやめるように国に要請すること。
- 48.地域包括支援センターの増設と人員体制の強化を図るとともに、同センターの看板やチラシ・パンフレット等に、同センターの役割を分かりやすく表示すること。
- 49.高齢者福祉バス2台の内、1台が削減され「貸切バス」の活用に変更となった。  
しかし、高齢者福祉バスの利用ニーズは高いことから、新たに1台購入すること。
- 50.敬老祝金等の削減を行わないこと。
- 51.後期高齢者医療制度について以下、要請します。
- ①2026年度は後期高齢者医療保険料が改定される年です。2024年度末で積立てられている約53億円の財政安定化基金を活用して、保険料の市民負担を増やさないように、市長として県広域連合議会で求めること。
  - ②窓口負担減免の実績はゼロです。国の通知をふまえて、生活保護基準相当の恒常的低所得者を対象にした窓口負担の減免制度の創設を行うこと。

### 【地域共生社会の実現】

- 52.民生委員・児童委員の役割について地域への周知を図り、住民が相談しやすい環境をつくること。
- 53.障害者手帳を持つすべての方が移動支援を利用できるように対象拡大を図ること。
- 54.県の重度心身障害者等医療費助成事業に所得制限が導入され、本市もこれに従ったことによって、対象外となった重度障がい者は重い負担増となっています。本市独自に所得制限を無くして、全ての重度障がい者を対象にした助成事業にすること。
- 55.国保行政について以下、要請します。
  - ①統一保険料をやめるよう国・県に求めること。
  - ②国保事業費納付金の上昇を抑制するために、県が積立てている約89億円の財政安定化基金を活用するように県に要請すると共に、国保税を引き下げる措置を講じること。
  - ③国保税を長期に滞納して特別療養費の対象となっている、実質、無保険状態の国保被保険者2138人の市民は、治療の機会が奪われています。国の通知をふまえて、

- 当事者から「医療費の一時払いが困難である申し出」があった場合、滞納金の一定の返済を要件とせず、保険証を交付し、治療を最優先にした対応に改めること、
- ④所得のない子どもに賦課される「均等割」は、子育て世帯にとって重い負担となっています。未就学児、小学生の「均等割」の減額につづき、中学生、高校生年代まで「均等割」の減額の対象を拡充すること。
  - ⑤国保法第44条にもとづく本市の窓口負担減免の2024年度の実績はゼロです。国の通知をふまえて、生活保護基準相当の恒常的低所得者を対象にした窓口負担の減免制度の改善を図ること。
  - ⑥一般会計からの法定外繰入金の継続を堅持すること。
- 56.物価高騰の下で、年金の実質削減が進んでいます。国連も日本政府に勧告している「最低保障年金制度」の創設及び年金の引上げについて、国に要請すること。
- 57.物価高騰の下で、困難に直面している介護・福祉事業者等に対する支援を行うこと。
- 58.生活保護行政について以下、要請します。
- ①いのちのとりで裁判（生活保護基準引き下げ違憲訴訟）の最高裁判決とその後の対応について以下、要請します。
    - ア.最高裁判決の本市の受止めと市として市民への謝罪についての見解を示すこと。
    - イ.国に対して「国民に謝罪すること」「基準を引き下げ前の2012年基準に戻すこと」「基準引き下げ時に遡及して被害救済をすること」「基準見直しのやり方を見直し、健康で文化的な最低限度の生活が保障されるよう抜本的な改正を行うこと」を要請すること。
  - ②生活保護業務に従事する職員の研修強化と社会福祉法第16条で定めたケースワーカーの増員及び社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を要する職員を配置すること。
  - ③精神障害者に対して障害者加算の適用が早くできるように申請業務の促進を図るとともに、精神障害についても、身体障害の場合と同じく、手帳の等級によって加算をつけられるよう、国に強く要請すること。
  - ④生活保護受給者の自動車の保有・使用について以下、要請します。
    - ア.公共交通が相次いで減便している昨今、移動の自由を保障するため、国に対し自動車の保有・使用の緩和を強く求めること。
    - イ.国は昨年12月25日に、買い物などの日常生活での自動車の使用を認める通知を出しました。市としてどのように市民に周知したのか、その方法を示すこと。
    - ウ.どうしても自動車が必要な場合、知人から借りたり、場合によってはレンタカーを借りたりすることを認めること。
  - ⑤移送費、通院移送費の制度の周知徹底を図ると共に、週単位による早い支給を求めると共に、県外の親族の葬儀に参列する場合などの移送費は、出発前に概算支給し、帰鹿してから清算するなどの負担軽減措置を講じること。

- ⑥市独自の法外扶助であった夏季見舞金の復活を図るとともに、冬季加算の抜本的増額を国に要請して頂きたいこと。
- ⑦「扶養照会、扶養の可能性のある者について行う」「保護申請者の承諾なしに紹介は行わない」ことを「生活保護のしおり」に記述すること。
- ⑧猛暑時の生活困窮者に対する電気代補助制度の新設など「貧困ゼロ」の施策を推進すること。
- ⑨他自治体で多くの支給漏れの実態が明らかになった「家族介護料加算」が、本市においても同様の問題がないか検証を行うとともに、同加算の周知を図ること。

### 【健康・医療の充実】

- 59.新型コロナワクチンの副反応や後遺症等及びワクチン被害救済制度について、市民への周知に取り組むこと。
- 60.保険診療に欠かすことのできないOTC類似薬を保険給付から除外しないように国に要請すること。

### 【生活の安全性の向上】

- 61.国道226号喜入防災事業（国直轄事業）に含まれている喜入瀬々串線の沿道の南側部分の歩道整備事業を最優先の事業として着手されるように国に要請すること。
- 62.生活空間内での交通量と速度を抑制し、歩行空間を確保するために、相互補完する関係にある「ゾーン30」と「生活道路対策エリア」が一致していない場所がないか点検するとともに、学童の通学路や園児等の移動経路を経年的に調査して、安全対策を講じること。
- 63.視覚障害者のための「音響式信号機」の制度を知らない障がい者もいることから、周知を図るとともに、市民の要望にもとづき、速やかに設置されるように市としても県に要請すること。

### 【命を守る危機管理・防災力の向上】

- 64.鹿児島を戦場にしないため米軍の低空飛行訓練や特定利用空港・港湾の指定をやめるように国に要請すること。
- 65.職員を増員して指定避難所を増やし、安心して避難できる体制をつくること。
- 66.記録的な猛暑に対して安全安心な体育の授業の確保のためにも、避難所にもなっている学校体育館に早急に空調を設置すること。
- 67.南海トラフ等の巨大地震に備え、ハザードマップの活用、避難ビルの拡大、液状化の危険性が高い場所への高層建築物を規制するなどの対策を推進すること。
- 68.本市を川内原発事故の際のUPZ圏内に入れるように知事に要請し、市内全域を対象にした実効性のある避難計画を策定し、避難訓練を実施すること。

69. 希望者全員への安定ヨウ素剤の事前配布を行うこと。
70. 近年の短時間強雨に対して国土交通省の技術検討会は「気候変動を考慮した治水計画を見直すにあたり、計画で想定する外力を世界の平均気温が2℃上昇した場合を想定した降雨量とするとともに過去に経験したことの無い雨の降り方も考慮した上で、治水計画の前提となるべき基本高水を設定すべき」としていることから、本市としても治水計画への反映、溢水しない道路側溝の整備に取り組むとともに、県の河川計画も見直すよう求めること。
71. 流域治水協議会には、地域住民の代表も参加できるようにすること。
72. 米軍機の本市上空での低空飛行及びオスプレイの飛行について以下、要請します。
- ①本市上空は、岩国基地と嘉手納基地間の移動の通り道になっており、空中給油機KCII30をはじめとする米軍機が飛行しており、大変危険です。同時に入佐町や西俣町では、離島奪還訓練を行う最前線の部隊の輸送機MCII30やCII30の夜間の低空飛行訓練が常態化しています。航空法違反の低空飛行訓練は中止するよう国に要請すること。
- ②米軍機の低空飛行訓練による市民の被害の実態を把握するために、市として直接、防衛省に騒音測定器や監視カメラの設置を求めること。

## V, 豊かな個性を育み未来を拓く 誇りあるまち 【子ども・文教政策】

### 【少子化対策・子育て支援の推進】

73. 保育所等の「待機児童ゼロ」の継続を維持するとともに、同時に「利用保留児童数」を減少させるための施策を講じること。
74. 谷山地区には市立保育所が設置されていないことから、保育の受皿を民間まかせにしないで、市立保育所の設置を検討すること。
75. 離婚調停中の「ひとり親家庭」の保育申請の際の点数は「ひとり親家庭」と同一とすること。
76. 常勤保育士だけでなくパート保育士の賃金改善が着実に実施されるようにすること。
77. 現在の幼児教育・保育の無償化は、対象が3歳～5歳、住民税非課税世帯の0歳～2歳に限られていることから、給食費も実費徴収になり、保育士施設の事務負担が増し、新たな負担増となった保護者もいます。国に対して、保育の無償化の対象拡大を求めるとともに、保護者の負担増とならないよう、市独自に給食費も含む無償化に取り組むこと。
78. 小学6年生まで入所できるように、児童クラブの「待機児童ゼロ」を達成すること。そのためにも安定した雇用が確保できるように常勤の支援員を配置し、福利厚生を拡充など抜本的な処遇改善を図ること。

- 79.病児・病後児保育の看護師の処遇改善と人材確保のための支援策を講じること。
- 80.2026年度から本格実施される「子ども誰でも通園制度」は、子どもの成長と発達を保障し、保育の質を確保するための保育士が配置できるように事業者への支援を強化すること。

### 【子どもの健やかな成長への支援】

- 81.中学校卒業まで窓口無料となったこども医療費助成制度を持続可能な制度にするために、県制度の拡充を求めること。
- 82.こども医療費助成の対象は、高校卒業まで拡充すること。
- 83.「ひとり親家庭医療費」「重度心身障害者等医療費」の対象者全ての窓口負担の無料化を県に求めるとともに、市独自に「現物給付」を実施すること。
- 84.有料化となった放課後等デイサービスは療育控えが懸念されるため、元の無償化に戻すこと。
- 85.地産地消の推進とオーガニック給食の導入を図ること。
- 86.2026年において給食費の公会計化が進んでいるが、公会計と私会計の小学校がある中、滞納分の振込手数料等の保護者負担や就学援助の給食費の立替払いなどに違いが生じているため、制度が開始されるまでに公平な取扱いを検討すること。
- 87.学校給食費無償化は、2026年度から国が、小学校の無償化を実施する方針を決めたが、保護者に負担を転嫁しないで、安心安全な給食の質と量を確保するとともに、市独自に中学校まで給食費無償化の拡充を図ること。
- 88.児童虐待防止対策である「子ども見守り強化事業」については、実施団体の確保と対象家庭を広げるとともに、中止する場合の他施策との連携や理由など実施団体との連携・共有化に努めること。
- 89.生理の貧困解消、人権と学ぶ権利を保障するため、小中学校のトイレに生理用品を常設すること。

### 【学校教育の充実】

- 90.少人数学級の推進やいじめ・不登校など様々な問題に対応するため、抜本的な教職員定数の増員と代替の確保に努めるとともに、教職員の長時間労働の是正と勤務条件の改善を図ること。
- 91.本市の不登校は、年々増加し、深刻な現状となっています。フリースクールは学校に通えない児童生徒の居場所としての役割が強まっており、さらなる連携と財政的な支援を講じること。
- 92.いじめの「重大事態」について、調査による「報告」が早急に完了するように対応を強めるとともに、被害生徒児童への適切な対応と「いじめの防止対策」に活かすこと。

- 93. 「小中一貫校」問題については、地域住民や保護者間の合意形成を重視すること。
- 94. 住民合意のない学校の統廃合計画の推進は中止し、小規模校の充実を図るとともに、児童減少地域の児童数を増やす対策を講じること。
- 95. 吉野地域の吉野小学校、吉野東小学校は、児童数1,000人を超えて、市内でも2・3番目の規模となっており、市教育委員会が適正規模を検討しなければならない「過大規模校」に指定されている。吉野地域は今後も区画整理事業の進展で、児童が増えることから、児童一人一人に目が行き届き、安心して過ごすことができる、ゆとりある教育環境を整えるため、吉野地域に新しい小学校を建設すること。
- 96. 特別支援学級の教室・教員不足の解消を図ること。
- 97. 1校に1人のICT支援員を配置し、教員の負担軽減に取り組むこと。
- 98. 市独自の給付型奨学金制度を創設すること。
- 99. 卒業後の市内就職者への奨学金返還支援制度を創設すること。
- 100. あいご会コーディネーターとしてあいご会活動に参加する教職員が、学校で複数選ばれている場合は、その活動に応じて、複数の教職員に「謝金」が支出されるように改めること。

#### 【生涯学習の充実】

- 101. 公共施設のバリアフリー化と、磁気ループやWi-Fi設備の整備を推進すること。

#### 【市民文化の創造】

- 102. かがしま文化情報センター（KCIC）の機能強化と新時代を切り開くため市立美術館の活性化を図ること。
- 103. 各文化施設の学校・教師向けプログラムを充実させ、学校教育に活用できるように、本物の文化芸術に触れる実体験を増やすこと。

### VI, 質の高い暮らしを支える 快適なまち 【都市・交通政策】

#### 【機能性の高い都市空間の形成】

- 104. 吉野第二地区土地区画整理事業では、吉野地区土地区画整理事業では設定さなかった「保留地」が設定されている。同地域の住民の負担に差があることは不公平感につながるため、「保留地」をなくすこと。また、保留地で補おうとしている財源については、県の県道整備補助金を元の10%に戻して確保するよう県と協議すること。
- 105. 吉野地域の県養護学校跡地については、吉野第二地区土地区画整理事業の換地設計が完了していることから、本格的な活用について検討すること。

## 【暮らしやすい生活基盤の構築】

106. 渋滞しないまちづくりを進めるとともに道路の損傷や消えた白線がないよう適切に管理すること。
107. 自転車専用通行帯の整備の促進を図ること。
108. 公有地や法面、道路沿線や花壇、公園内などの草払いを年2回以上実施すること。但し除草剤は使用しないこと。
109. 地域住民の利便性向上につながる生活道路整備事業の継続を図るとともに、長年に亘り、改定されていない市道拡幅のための1㎡あたりの価格の見直しを行い地域住民や地権者の協力が得られるようにすること。
110. 市営住宅の家賃減免について以下、要請します。
- ①収入月額5万円以下の入居世帯の中で約3千世帯の入居者が家賃減免制度を利用できる可能性があることから、対象の入居世帯に分かるように周知を図ること。
  - ②新規入居時点や初回の家賃滞納が発生した時点等など、時期をとらえて家賃減免の制度を周知し活用を促すこと。
  - ③2023年から、家賃減免の際、預金通帳の写しの提出を義務付けたことによって申請しなかった事例が見られる。預金通帳の中には、申請と無関係な個人情報もあることから、預金通帳の提出の義務化は廃止し、任意とすること。
111. 「公共施設等総合管理計画」に基づく1,212戸の市営住宅の廃止計画を中止するとともに、市営住宅の居住環境の改善や生活向上を図ること。
112. 2020年4月の民法改正にともない、国は標準条例案では保証人の項目を削除し、自治体にも要請してきており、県も連帯保証人を廃止したことから、本市としても連帯保証人を廃止すること。
113. 裁判所の証明等の要件を充たせば、離婚調停中の「ひとり親家庭」も市営住宅に入居できる措置を講じること。
114. 2024年度から実施されている市営住宅の駐車場の使用料徴収について以下、要請します。
- ①物価高騰の下で、2年間の経過措置が終わり、2026年度から月額2,000円の2倍の使用料に上げられようとしている。入居者にとって重い負担であることから、引き下げを検討するとともに、少なくとも、経過措置の延長を図ること。
  - ②指定管理者が直接管理している市営住宅の入居者から、違法駐車管理ができていないとの苦情が寄せられています。指定管理者が直接管理できる職員体制の確立を図ること。
  - ③指定管理者から再委託を受ける各市営住宅の「福社会」等に対して、委託内容を明確にして、指定管理者及び本市の責任と役割を明確にすること。
  - ④駐車場の整備については、入居者の要望を組み上げ、毎年度、整備の推進を図るとともに、駐車場周辺の草刈り等も実施すること。

## 【市民活動を支える交通環境の充実】

- 115.公共交通不便地域の基準や対象の拡大を図り、交通弱者の交通権を守ること。
- 116.地域住民の実態と要望をふまえて、乗合タクシーの利便性向上を図ること。
- 117.交通局の市営バス路線のこれ以上の民間移譲及び減便と運賃引上げはしないこと。
- 118.バスの運転士不足が叫ばれる中、市交通局の会計年度職員のバス運転士の雇用継続と賃金・労働条件の抜本的な改善を図ること。
- 119.官民一体となって路線バスを守り、充実を図るための対策を講じること。
- 120.公共交通を守るために、住民の共助による地域主体の運営に対する支援ではなく、民間に移譲された路線を利用する市民の交通権を保障するために、不採算路線への財政支援を行うこと。
- 121.桜島地域の人口減少を食い止めるために、住民から要望が出されている桜島地域住民に対する桜島フェリー自動車航送運賃の負担軽減を図ること。
- 122.桜島フェリーは、桜島爆発の際、住民避難に欠かせない移動手段となるため、フェリー船維持のための財政支援を国に求めること。

以上。